

2017年12月28日

お客様 各位

四国労働金庫

預金規定等の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2018年1月1日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が施行されることを踏まえ、同日より、預金規定等を改定いたしますので、お知らせいたします。

改定の内容

休眠預金等活用法の施行に伴い、本法令における最終異動日等の取扱い等について定めます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

規定名	追加する条項
普通預金規定	第15条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第16条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
普通預金無利息型（決済用預金）規定	第15条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第16条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
貯蓄預金規定	第16条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第17条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
通知預金規定	第12条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第13条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
期日指定定期預金（ワイド定期）規定	第15条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第16条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定	第15条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第16条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

自由金利型定期預金（大口預金）規定	第 14 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 15 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
変動金利定期預金規定	第 15 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定	第 15 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	第 15 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	第 15 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「確定日型（ワイド型）」規定	第 16 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 17 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	第 16 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 17 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「年金型（ワイド型）」規定	第 18 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 19 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
エース預金「年金型（スーパー型）」規定	第 18 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 19 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
当座勘定規定	第 30 条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第 31 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

*据置型定期預金（ハイパーΣ）については新規の受付を終了しておりますが、同様の条項について定め取扱います。

※各規定等のくわしい改定内容は、新旧対照表 をご覧ください。

以 上

新旧対照表

<普通預金規定> (Y2530) 10CY2530

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による預金種別の変更、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑤に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑤に掲げる事由に応じ、当該①から⑤に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から④に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	(新設)
17. (規定の改定)	15. (規定の改定)

<普通預金無利息型（決済用預金）規定> (Y2580) 12CY2580

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めが</p>	(新設)

<p>あつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による預金種別の変更、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	
<p>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなつた日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑤に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑤に掲げる事由に応じ、当該①から⑤に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと 当該手続が終了した日</p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から④に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>
17.（規定の改定）	15.（規定の改定）

<貯蓄預金規定> (Y2530) 10CY2530

新	旧
<p>16.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による預金種別の変更、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>
17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）	(新設)

<p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前記 16 の異動事由に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日 ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑤に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑤に掲げる事由に応じ、当該①から⑤に定める日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日 ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となつたこと 当該手続が終了した日 ④ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から④に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等 	
18. (規定の改定)	16. (規定の改定)

<通知預金規定> (Y2570) 16CY2570

新	旧
<p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 払戻し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） ② 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 預金者等の申出にもとづく証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと ④ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金取引の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。） <p>(新設)</p>	
<p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前記 12 の異動事由に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日 ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から④に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から④に掲げる事由に応じ、当該①から④に定める日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間の末日 ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと <p>(新設)</p>	

<p>当該支払停止が解除された日</p> <p>③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>④ 法令または契約にもとづく入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>	
14. (規定の改定)	12. (規定の改定)

<期日指定定期預金（ワイド定期）規定> (Y2530) 10CY2530

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなつた日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>a. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>D. 預金者等からの申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金取引の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと</p> <p>F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じ</p>	(新設)

<p>たこと</p> <p>G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
17. (規定の改定)	14. (規定の改定)

<自由金利型定期預金 <M型> (スーパー定期) 規定> (Y2530) 10CY2530

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p>	(新設)

C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと(休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) <ul style="list-style-type: none"> a. 公告の対象となる預金であるかの該当性 b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日 ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日 ⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等	
17. (規定の改定)	15. (規定の改定)

<自由金利型定期預金 (大口預金) 規定> (Y2540) 20CY2540

新	旧
<p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。 ③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと ⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。） ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前記①から⑤に掲げられるいずれかの事由が生じたこと 	(新設)
<p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前記14の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日 ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 <p>(2) 前記(1)(2)において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預</p>	(新設)

<p>金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> a. 公告の対象となる預金であるかの該当性 b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 D. 預金者等からの申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
16. (規定の改定)	14. (規定の改定)

<変動金利定期預金規定> (Y2540) 20CY2540

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 </p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後</p>	(新設)

<p>記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> a. 公告の対象となる預金であるかの該当性 b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 D. 預金者等からの申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
17. (規定の改定)	15. (規定の改定)

<エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定> (Y2550) 26CY2550

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る </p>	(新設)

<p>住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	
<p>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと</p> <p style="text-align: center;">当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>a. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>D. 預金者等からの申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと</p> <p>F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと</p> <p>G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと</p> <p style="text-align: center;">当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</p> <p style="text-align: center;">当該手続きが終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）</p> <p>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと</p> <p style="text-align: center;">他の預金に係る最終異動日等</p>	(新設)
<p>17.（規定の改定）</p>	<p>15.（規定の改定）</p>

<エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定> (Y2550) 26CY2550

新	旧
<p>15.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

<p>その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	
<p>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 払戻し、預入れ、振込金の受け入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>a. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと</p> <p>F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと</p> <p>G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>

⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等	
17. (規定の改定)	15. (規定の改定)

<エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定> (Y2550) 26CY2550

新	旧
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいづれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記15の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと</p> <p style="text-align: center;">当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>a. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと</p> <p>E. 預金者等の申出による当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと</p> <p>F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと</p> <p>G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に</p>	(新設)

<p>通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。) に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
17. (規定の改定)	15. (規定の改定)

<エース預金「確定日型（ワイド型）」規定> (Y2550) 26CY2550

新	旧
<p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと ⑤ 預金者等の申出による預金種類の変更（確定日型から年金型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金取引の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。） ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ① 前記16の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日 ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなつた日 (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日 A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p>	(新設)

<p>a. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>D. 預金者等からの申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>E. 預金者等の申出による預金種類の変更（確定日型から年金型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があったこと</p> <p>F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと</p> <p>G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
18. (規定の改定)	16. (規定の改定)

<エース預金「確定日型（スーパー型）」規定> (Y2550) 26CY2550

新	旧
<p>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による預金種類の変更（確定日型から年金型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	(新設)
<p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記16の異動事由に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p>	(新設)

<p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> a. 公告の対象となる預金であるかの該当性 b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと E. 預金者等の申出による預金種類の変更（確定日型から年金型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
18. (規定の改定)	16. (規定の改定)

<エース預金「年金型（ワイド型）」規定> (Y2550) 26CY2550

新	旧
<p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと ⑤ 預金者等の申出による預金種類の変更（年金型から確定日型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。） ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前記18の異動事由に掲げる異動が最後にあつた日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後 	(新設)
	(新設)

<p>記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。） B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> a. 公告の対象となる預金であるかの該当性 b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があつたこと E. 預金者等の申出による預金種類の変更（年金型から確定日型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金取引の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	
20. (規定の改定) <エース預金「年金型（スーパー型）」規定> (Y2550) 26CY2550	17. (規定の改定)

新	旧
<p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>① 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>③ 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A. 公告の対象となる預金であるかの該当性 B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る </p>	(新設)

<p>住所地</p> <p>④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等の申出による預金種類の変更（年金型から確定日型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金取引の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>	
<p>19.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 前記18の異動事由に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>a. 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>b. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越があったこと</p> <p>E. 預金者等の申出による預金種類の変更（年金型から確定日型への変更に限ります。）、当金庫本支店間または提携金庫間の預金口座の移管（新店開設、店舗統廃合による一括移管を除きます。）があつたこと</p> <p>F. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと</p> <p>G. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日</p> <p>④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前記①から⑤に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等</p>	(新設)
<p>20.（規定の改定）</p>	<p>18.（規定の改定）</p>

<当座勘定規定>SR50070010-032

新	旧
第30条（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進する	(新設)

<p>ための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</p> <p>(1) 払戻し、預入れ、振込金の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利息の支払に係るものを除きます。）</p> <p>(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</p> <p>(3) 預金者その他の預金等に係る債権を有する者（以下「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公告の対象となる預金であるかの該当性 ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 	
<p>第31条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前記第30条の異動事由に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日 ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。 ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 <p>(2) 前記(1)(2)において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から③に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から③に掲げる事由に応じ、当該①から③に定める日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日 ② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日 ③ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 	<p style="text-align: right;">（新設）</p>
第32条（規定の改定）	第30条（規定の改定）